

定 款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人江東西青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、東京都江東区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、事業経営の健全な発展と地域社会の発展を図ることを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進と青色申告制度の普及、及び記帳支援に関する事業
- (2) 青色申告制度の基礎を形成する記帳指導に係わるセミナー及び相談等に関する事業
- (3) 納税者に対する税知識の普及向上のための各種セミナー及び相談等に関する事業
- (4) 児童、生徒及び社会人に対する租税教育の推進に関する事業
- (5) 記帳業務の支援に関する事業
- (6) 上記各号の事業を行うために必要な広報活動及び各種資料等の刊行配布
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の福利厚生及び親睦に関する事業
- (2) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- (3) 会員の事業経営の発展及び生活の向上に関する事業
- (4) 青色共済事業の普及及び生命保険、傷害保険の紹介事業、各種販売事業
- (5) その他前各号に定める事業に関連する事業

第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人又は法人若しくはその他の団体
 - (2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し入会した正会員、準会員以外の個人、法人及びその他の団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める規程により、任意に入会することができる。但し、理事会承認を求めることもある。

（経費の負担）

第8条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定める会費規程において定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 この場合において、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に抗告することができない。

（会員資格の喪失）

第11条 前10条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年（12ヶ月）以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は会員である法人、若しくはその他の団体が解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が第9条から第11条までの規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

（構成）

第13条 本会の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下「計算書類」という）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認

(5) 会員の経費の負担額及びその規程

(6) 会員の除名

(7) 解散又は合併等及び残余財産の処分

(8) 理事会において、総会に付議した事項

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において、開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

（招集）

第16条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会とする臨時総会の招集通知を発送しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

（電子的提供措置）

第17条 本会は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

（議 長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

（議 決 権）

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（総会における書面議決等）

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の総会に出席した正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条の規定の適用は、出席したものとみなす。

（議 事 録）

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から、総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印するものとする。

（総会運営規則）

第23条 総会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第5章 役員

（役員の設置）

第24条 本会に次の役員を置く。

(1)理事 9名以上15名以内

(2)監事 2名以上

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち5名以内については法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第25条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、第2項で選定された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選定することができる。
ただし、副会長は4名以内、専務理事を1名置くことが出来る。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

7 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務（本会を代表するものを除く）を代行する。

4 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。

5 専務理事は、本会の日常会務を処理し、事務局を監督する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること

(2) 本会の業務、財産の状況並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款

に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。又その請求から5日以内に、14日以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、その行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他法令の権限を行使すること

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等の支給の基準)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等及び費用規程に従って計算した額を報酬等として支給することができる。

(顧問・相談役)

第31条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問及び相談役（以下「顧問」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問等の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問等の報酬は、無報酬とする。ただし職務を行うことに要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

（正副会長会議）

第38条 本会は正副会長会議を置くことができる。

2 正副会長会議は会長及び業務執行理事で構成する。

3 正副会長会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 正副会長会議は、会長が招集する。

5 正副会長会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 正副会長会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（基金）

第43条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、支部、部会

（委員会）

第48条 本会は、第4条及び第5条に規定する事業を行うため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する

3 委員は、委員会の推薦により理事会の承認を得、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 委員は、無報酬とする。ただし、職務を行うことに要する費用を弁償することができる。

5 委員会の運営に関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、理事会において定める委員会運営規則による。

(支 部)

第49条 本会は、第4条及び第5条に規定する事業を行うため、必要な地域に支部を置くことができる。

2 支部長は、理事会の推薦により会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 支部の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める支部運営規則による。

(部 会)

第50条 本会は、第4条及び第5条に規定する事業を行うため、必要に応じ部会を設けることができる。

2 部会長は、理事会の推薦により会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める部会運営規則による。

第10章 事務局

(設 置 等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補足

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は福與 公秀、業務執行理事は大村 彰男、野島 和博、庄司 修、川村光昭とする。
- 4 平成 28 年 5 月 27 日一部改正。
- 5 最初の代議員が就任するまでは、正会員をもって法人法上の社員とする。
- 6 令和元年 5 月 30 日一部改正。
- 7 令和 2 年 7 月 28 日一部改正。
- 8 令和 5 年 5 月 30 日一部改正。
- 9 令和 7 年 5 月 27 日一部改正。